

十九 一	八 利行 行 価	七 替 單	六 最低 額面 金	五 払込 金	四 發行 方	三 用振替 法項及 の適	二 の法律 項及び 適	一 名稱及 びそ	条件等 を次の一 年と	平成省令 第三十号 の發行等 に關する 告示第 二百七 十六號
率格日	位	位	金額	額	方法	適	規	記	年七月 八月 十一日	第六條第 十一項の規 定に基づき、 利付國債の發 行した。
年額平す額の振 ○面成るの記替 ・金二。整載法 四額十 パ百一 一円年 セに七 ンつ月 トき六 百日 円十六 錢	平 利行 行 価	平 利行 行 価	平 利行 行 価	平 利行 行 価	平 利行 行 価	平 利行 行 価	平 利行 行 価	平 利行 行 価	平 利行 行 価	平 利行 行 価
年額平す額の振 ○面成るの記替 ・金二。整載法 四額十 パ百一 一円年 セに七 ンつ月 トき六 百日 円十六 錢	平 利行 行 価	平 利行 行 価	平 利行 行 価	平 利行 行 価	平 利行 行 価	平 利行 行 価	平 利行 行 価	平 利行 行 価	平 利行 行 価	平 利行 行 価
年額平す額の振 ○面成るの記替 ・金二。整載法 四額十 パ百一 一円年 セに七 ンつ月 トき六 百日 円十六 錢	平 利行 行 価	平 利行 行 価	平 利行 行 価	平 利行 行 価	平 利行 行 価	平 利行 行 価	平 利行 行 価	平 利行 行 価	平 利行 行 価	平 利行 行 価

財務大臣 与謝野馨

(一) 各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する。期日には払い込むものとす

額面金額の総額× $\frac{0.4}{100} \times \frac{21}{365}$

(二) 発行時ににおいて、その利子率を尋ねれば原販又は

平成二十一年十二月十五日を支払期とし、次の算式により算出  
した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、  
規定する期日に支払う（以て同じ。）。

十  
八  
十  
七  
十  
六  
十  
五

払  
込  
期  
日  
払  
利  
所  
支  
元  
場  
金  
額  
償  
還  
金  
限  
償  
還  
期  
子  
後  
の  
利  
以

額面金額  $\times \frac{0.4}{100} \times \frac{1}{2}$

平 日 額 平 る い 日 每  
成 本 面 成 利 て を 年  
二 銀 金 二 子 、 支 六  
十 行 額 十 を そ 払 月  
一 百 三 支 の 期 十  
年 四 年 払 日 と 五  
七 に 六 う 以 し 日  
月 つ 月 。 前 、 及  
六 き 十 六 各 び  
日 百 五 月 支 十  
円 日 間 払 二  
に 期 月  
属 に 十  
す お 五